

第680回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成26年 12月 9日（火）12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

- （1）「平成26年 年末特別警戒期間」における協力依頼について
業務部 福田 管理課長
- （2）年末年始における税関業務のお知らせ
業務部 福田 管理課長
- （3）薬事法の改正について
業務部 五島 統括審査官（通関総括第3部門）
- （4）再生医療新法の特定細胞加工物の輸入について
業務部 五島 統括審査官（通関総括第3部門）
- （5）第48回通関士試験の結果について
業務部 村林 首席通関業監督官

4、その他・連絡事項等

- ・電磁的記録（MSX業務）による申告関係書類の提出状況（11月分）等について
業務部 矢野統括審査官（通関総括第1部門）

次回開催予定日 **平成27年1月14日(水)** 12:00～
開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください
公益財団法人日本関税協会横浜支部
TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758
E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

平成 26 年 12 月 9 日
本関地区 通関協議会
横浜税関 業務部



横浜税関では、平成 26 年 12 月 8 日(月)から 12 月 17 日(水)までを『**年末特別警戒期間**』として設定し、覚醒剤等の不正薬物及びけん銃等に対する水際取締りを一層強化します。

皆様からの情報が密輸出入の水際防止につながります。
税関・密輸ダイヤルへの情報提供をお待ちしております。



税関イメージキャラクター
「カスタム君」

密輸ダイヤル(24h)

シ ロ イ ク ロ イ

0120-461-961

E-mail : yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



QRコード



けん銃、麻薬等の密輸防止にご協力を!

密輸ダイヤル



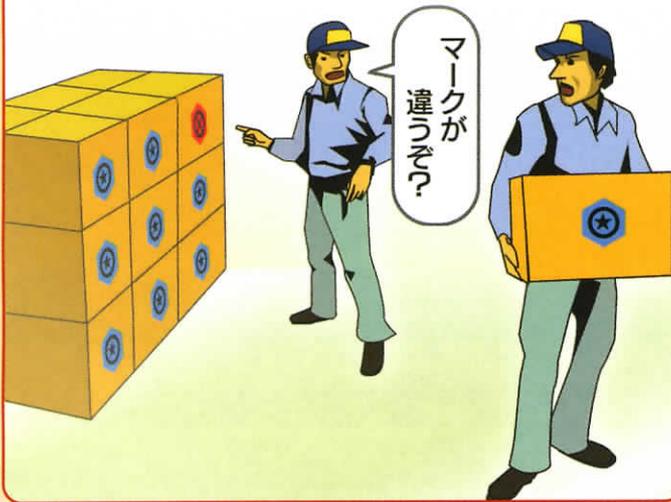
フリーダイヤル

シロイ クロイ

0120-461-961

▼こんな時は税関まで▼

同一貨物のなかに異なるマークや印を付している貨物がある場合や、同一の品名、包装形態であるにもかかわらず明らかに重量の異なる貨物を発見したとき。



営業内容からみて、あまり関係なさそうな貨物を輸入し、商品についての説明があいまいな輸入業者がいたとき。



インボイス等へ記載されているものと違う物品を発見したとき。



通関を異常に急いだり、ひんぱんに問い合わせをする輸入者がいるとき。





けん銃、麻薬等を水際で阻止するために

- 日本で摘発されるけん銃や薬物のほとんどは海外からの密輸品です。
- 国内で摘発された薬物の8割が税関によるものです。
- 更なる水際での取締強化には、皆様の協力が必要です。身の回りで「何かおかしい光景」を目にした時には、**税関・密輸ダイヤル (0120-461-961) にご連絡下さい。**



▲大型 X 線検査装置

Case 1



モーターボート(バラストタンク)の中にけん銃、ライフル、ショットガン、実弾が隠されていたものです。

◀モーターボートに隠されていたけん銃等

Case 2



コンテナ貨物の中の製材をくり貫き、覚せい剤、大麻、MDMAが隠されていたものです。

輸入者の変わった行動や、書類でおかしなところがあれば要注意！

◀貨物に隠されていた覚せい剤など

Case 3



ベルギールートによる大量大麻密輸入事件
薬物銃器対策課・横浜水上署・鶴見署・大和署・横浜税関

自動車のバンパーや床下に隠して密輸しようとした大麻です。

外国貨物を巧妙に工作して密輸しようとする事件が後を絶ちません。

◀自動車に隠されていた大量の大麻

「シロイ・クロイ」
と覚えてね。



平成26年11月27日

関係各位

横浜税関

年末年始における税関業務のお知らせ

年末年始期間中（平成26年12月27日（土）から平成27年1月4日（日））の税関業務については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、お知らせします。

1. 監視取締関係業務		
(1) 本 関	通常どおり窓口業務を行います。	
(2) 仙台空港税関支署	通常どおり窓口業務を行います。	
(3) 鹿島税関支署 つくば出張所	茨城空港における業務については、通常どおり窓口業務を行います。	
(4) 千葉税関支署	通常どおり窓口業務を行います。	
(5) 川崎税関支署	12月27日（土）から12月31日（水）及び1月4日（日）は9時から17時まで窓口業務を行います。 上記時間帯以外における業務処理については、監視部取締部門（045-212-6070）にご連絡願います。	
(6) その他の官署	全日閉庁します。 期間中における業務については、「（別紙）年末年始期間中における連絡先」にご連絡願います。 なお、事前に予定が判明している場合は、12月26日（金）17時までに最寄りの税関官署にご連絡願います。	
2. 通関関係業務及び保税関係業務		
(1) 以下の管轄内に蔵置されている貨物	下記のとおり監視部取締部門（以下「取締部門」という。）と業務部特別通関部門（以下「特通部門」という。）が連携して対応致します。	
	通関関係業務	保税関係業務
○本関地区 本関 鶴見出張所 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所	12月27日（土）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時）
○川崎地区 川崎税関支署 東扇島出張所	12月28日（日）	業務要請がある場合は、特通部門で業務処理を行います。 （12月27日（土）17時までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。）
	12月29日（月）	
	12月30日（火）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時）
	12月31日（水）	
	1月1日（木）	閉庁（緊急の業務要請がある場合は、取締部門にご連絡願います。）
	1月2日（金）	
	1月3日（土）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時）
	1月4日（日）	業務要請がある場合は、特通部門で業務処理を行います。 （1月3日（土）17時までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。）

	取扱業務	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む） ・輸出許可後の許可内容変更 ・開庁時間外の執務を求める届出 ・輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保税運送承認 ・保税運送到着確認 ・事故確認 ・積卸コンテナリスト通関 ・見本一時持出許可 ・貨物取扱許可・届 ・指定地外貨物積卸許可 ・開庁時間外の執務を求める届出
		<p>※ 監視部取締部門（取締部門）（045-212-6070）</p> <p>※ 業務部特別通関部門（特通部門）（045-212-6115、6163）</p> <p>(1) 申告（申請等）方法等は、現行の執務時間外における体制と同様ですが、詳細又は不明な点等については、12月26日（金）17時までに、通関関係は業務部通関総括第1部門（045-212-6150）、保税関係は監視部保税取締部門保税窓口（045-212-6126）までお問い合わせ願います。</p> <p>(2) 既に本関以外の官署に予備申告されている貨物等、業務部特別通関部門においてお取り扱いできない場合がありますので、事前に予定が判明している場合は、12月26日（金）17時までに最寄りの税関官署にご連絡願います。</p>	
(2) その他の官署	<p>全日閉庁します。</p> <p>期間中における通関関係業務及び保税関係業務については、（別紙）「年末年始期間中における連絡先」にご連絡願います。</p> <p>なお、事前に予定が判明している場合には、12月26日（金）17時までに最寄りの税関官署にご連絡願います。</p>		
3. 国際郵便物業務			
<p>川崎東郵便局内に蔵置されている郵便物</p> <p>○川崎外郵出張所</p>	<p>川崎外郵出張所特別通関部門で対応致します。（国際郵便物のうち、輸出入申告に係る通関事務に限ります。）</p> <p>なお、年末年始期間中に申告を予定されている方は、事前に下記問い合わせ先までご連絡願います。</p> <p>（問い合わせ先）</p> <p>※ 川崎外郵出張所特別通関部門（044-270-5774）</p> <p>※ 日本郵便（株）川崎東郵便局（044-589-6712）</p>		
4. その他			
<p>あらかじめお知らせいただいた業務が事前に終了した場合、又は業務内容に変更が生じた場合には、その旨を連絡先の税関官署へご連絡願います。</p>			

年末年始期間中(12/27(土)～ 1/4(日))における連絡先

本関地区 (本関 鶴見出張所 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所)	(監視関係業務) 監視部取締部門 045-212-6070 (通関及び保税関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/27～1/3(12/28、1/1を除く) 08:30～17:00 ※ 上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡願います。
仙台塩釜税関支署	090-2224-8515 (監視関係業務)
	090-5520-3014 (保税関係業務)
	090-3224-1904 (通関関係業務)
石巻出張所	090-7235-9951 (監視及び保税関係業務)
	090-3224-1905 (通関関係業務)
気仙沼出張所	090-3224-1906
仙台空港税関支署	022-383-2390
小名浜税関支署	090-8035-4077 (監視及び保税関係業務)
	090-3224-1903 (通関関係業務)
相馬出張所	090-1691-1736
福島空港出張所	090-7422-9187
鹿島税関支署	090-3220-7859 (監視関係業務)
	090-1698-2360 (保税関係業務)
	090-1041-8485 (通関関係業務)
日立出張所	090-1691-1693
つくば出張所	090-4620-0115
千葉税関支署 船橋市川出張所 木更津出張所 姉崎出張所 銚子監視署	千葉税関支署 043-241-7021 090-3224-1400
川崎地区 (川崎税関支署 東扇島出張所)	(監視関係業務) 044-266-5641 12/27～12/31及び1/4 09:00～17:00 ※上記以外の時間帯については、監視部取締部門(045-212-6070)へ ご連絡願います。 (通関及び保税関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/27～1/3(12/28、1/1を除く) 08:30～17:00 ※ 上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡願います。
横須賀税関支署	090-4620-0104 (通関関係業務)
	090-8035-4041 (監視及び保税関係業務)
三崎監視署	090-4620-0106
宇都宮出張所	090-4825-2798
川崎外郵出張所	(国際郵便物の輸出入申告に係る業務) 044-270-5774(特別通関部門)

2014年12月9日
本関地区通関協議会
横浜税関業務部
通関総括第3部門

薬事法の改正について

「薬事法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第84号）（平成25年11月27日公布、平成26年11月25日施行）により、「薬事法」が改正され、法律の名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（「医薬品医療機器等法」）に変更されました。

また、「再生医療等製品」が新たに章立てされたことにより、関税法基本通達70-3-1別表が改正されました。

なお、再生医療に用いる細胞加工物のうち、「再生医療等製品」は「医薬品医療機器等法」で規制され、関税法第70条に基づく他法令確認の対象となります。

（添付資料）

「関税法基本通達70-3-1（抜粋）」

「再生医療とは」

「再生医療等製品の例」

関税法基本通達 70-3-1 (抜粋)

別表第 1

ロ. 輸入制限、禁止関係	
(リ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	
(1) 医薬品医療機器等法に基づく許可等を受けた者が輸入する場合	
カ. 第 23 条の 20 第 1 項の許可を受けた者が第 23 条の 25 の規定に基づく製造販売の承認を受けた動物用再生医療等製品を輸入する場合	(ア) 動物用再生医療等製品製造販売業許可証又はその写し (イ) 動物用再生医療等製品製造販売承認指令書又はその写し
ケ. 第 23 条の 22 第 1 項の許可を受けた者が原料又は材料となる動物用再生医療等製品を輸入する場合	動物用再生医療等製品製造業許可証又はその写し

別表第 2

ト. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 輸入貨物が動物用医薬品等以外の医薬品である場合	
(1) 輸入する場合 (下記の (2) 及び (3) を除く)	「確認する許可書又は承認書等」は、 医薬品等と同じ
(2) 製造販売業者又は製造業者が、令第 74 条、第 74 条の 2 及び第 74 条の 3 の規定により医薬品等を輸出するために輸入する場合	
(3) 製造販売業者又は製造業者が再輸入する場合	

再生医療とは

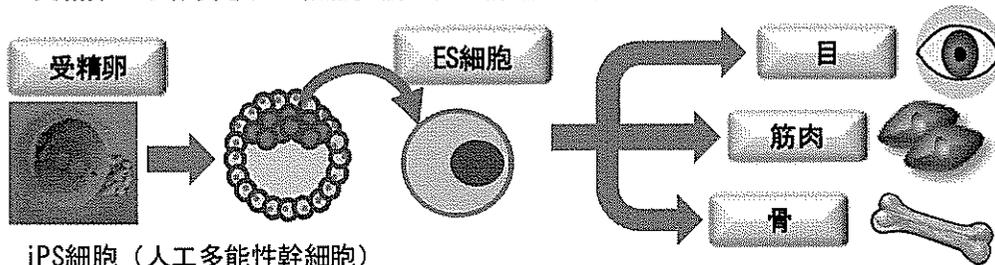
- 再生医療とは、病気やけがで機能不全になった組織、臓器を再生させる医療であり、創薬のための再生医療技術の応用にも期待されている。

再生医療

【医療】

ES細胞（胚性幹細胞）

受精卵から作製された細胞。倫理面の課題あり。



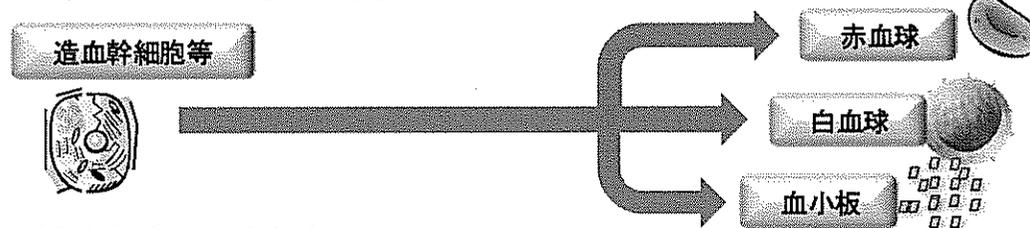
iPS細胞（人工多能性幹細胞）

体の細胞に特定の遺伝子を導入し作製された細胞。がん化等の課題あり。



体性幹細胞

生物が元々持つ細胞。限定された種類の細胞にしか分化しない。

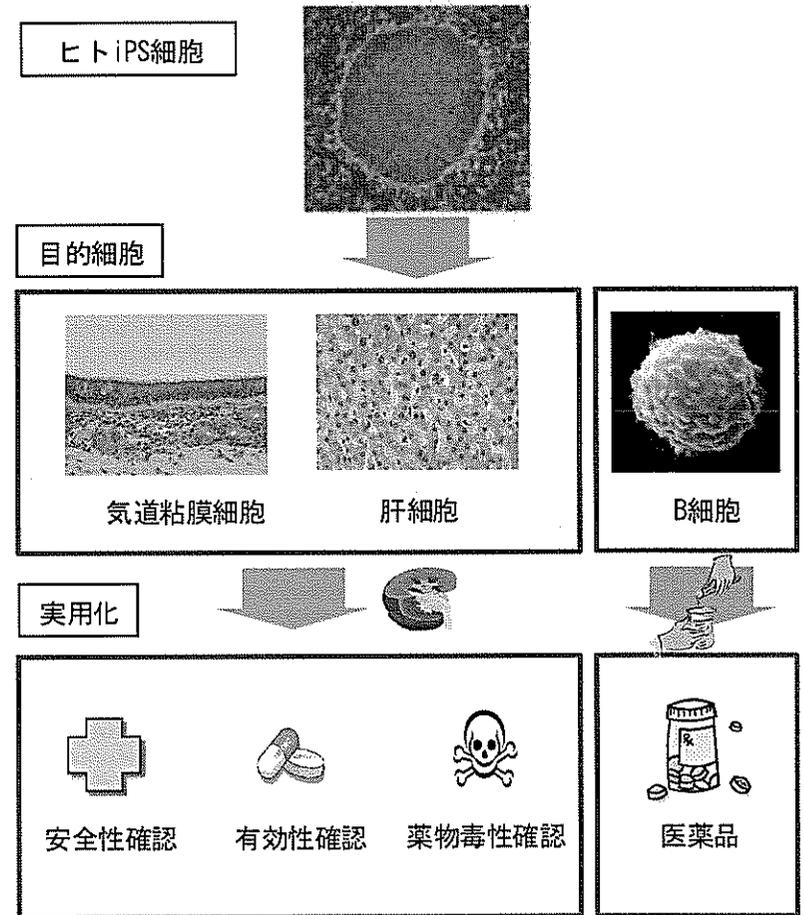


体性幹細胞以外の体細胞

生物が元々持つ細胞。特定の種類の細胞に分化したものであり、それ以外の細胞にならない。

【創薬】

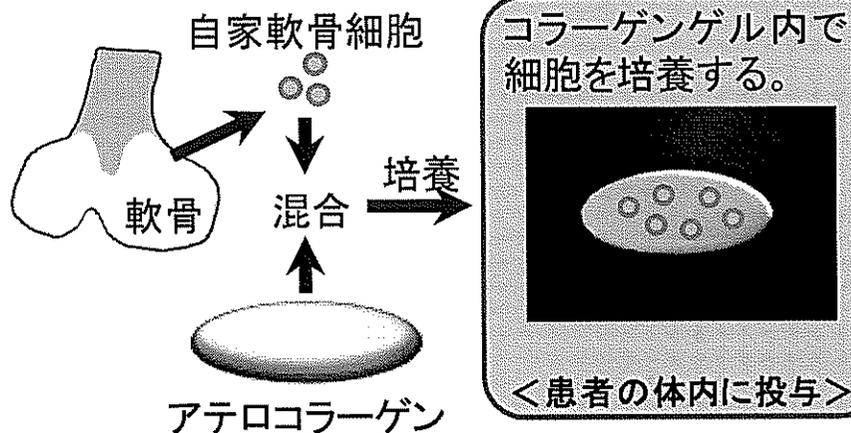
- ・ ヒトiPS細胞等から目的とするヒトの細胞を作製し、薬物の安全性等を確認。



再生医療等製品の例

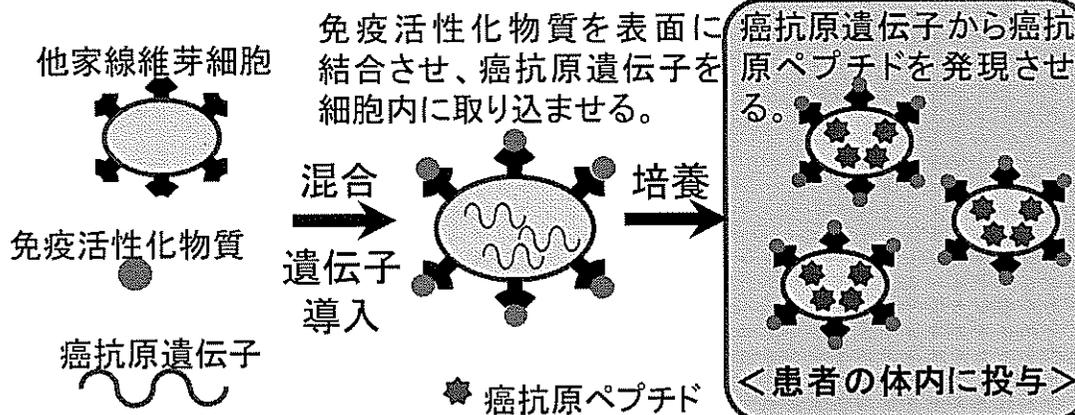
【細胞を使って身体の構造等の再建等を行う例：軟骨再生製品】

自家軟骨細胞を生体外のコラーゲンゲル中にて、培養した物。外傷等により欠損した軟骨部位に移植し、軟骨細胞-コラーゲンゲル等からなる軟骨様組織により、軟骨機能の修復が期待される。



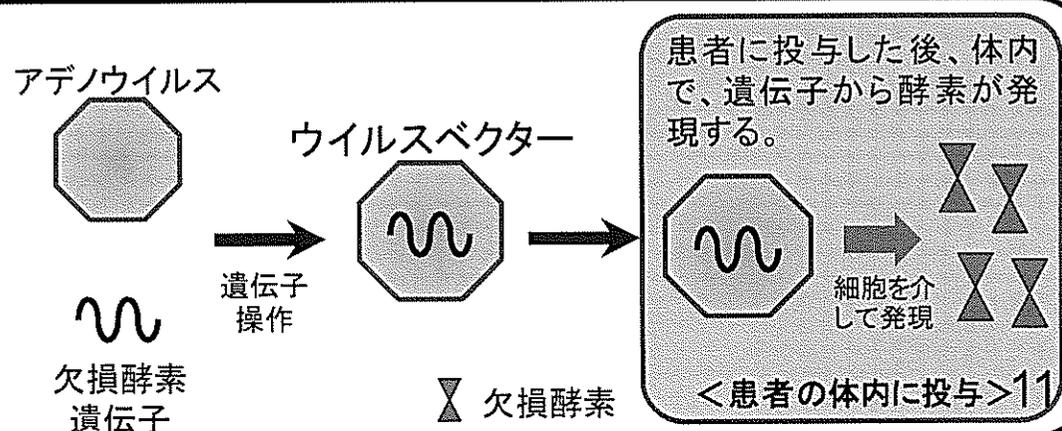
【細胞を使って疾病の治療を行う例：癌免疫製品】

免疫細胞を活性化する物質及び癌抗原ペプチドを含む細胞により、癌免疫機能を増強させることで、癌治療効果が期待される。
※この製品では遺伝子導入も行っている。



【遺伝子治療の例：遺伝性疾患治療製品】

ウイルスに先天的に欠損した遺伝子(例えば、アデノシンデアミナーゼ遺伝子など)を保持させ、患者に投与した後に、導入遺伝子が発現することで、遺伝性疾患の治療効果が期待される。



2014年12月9日
本関地区通関協議会
横浜税関業務部
通関総括第3部門

再生医療新法の特定細胞加工物の輸入について

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」（平成25年法律第85号）（平成25年11月27日公布、平成26年11月25日施行）に基づく「特定細胞加工物」については、関税法第70条に基づく他法令確認の対象となっておりませんが、今後、再生医療等に用いる「特定細胞加工物」を輸入する場合については、仕入書（invoice）において、輸入しようとする物品が「再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づき使用される特定細胞加工物である。」旨が明記されることに伴い、税関においては、当該記載をもって、他法令の対象外であることの確認を行うこととなります。

なお、細胞加工物であって「再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づき使用される特定細胞加工物である。」旨が明記されていない場合は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に該当することから、ご留意願います。

（添付資料）

【別紙】「特定細胞加工物の輸入に係る取扱いについて」（平成26年11月25日事務連絡）

【参考】「特定細胞加工物 イメージ」

【別紙】

事 務 連 絡
平成26年11月25日

財務省関税局業務課

御中

財務省関税局監視課

厚生労働省医政局研究開発振興課

特定細胞加工物の輸入に係る取扱いについて

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）に係る特定細胞加工物の輸入に係る取扱いについて、今般「特定細胞加工物の輸入に係る取扱いについて」（平成26年11月25日付け医政研発1125第5号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知）を別添のとおり定め、平成26年11月25日から実施することとしました。

今後、再生医療等に用いる「特定細胞加工物」の輸入に係る取扱いについては、仕入書（invoice）に、輸入しようとする物品が「再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づき使用される特定細胞加工物である。」旨を明記することとしましたので、当該記載をもって、他法令確認の対象外である同法該当貨物として、輸入通関をお願いします。

細胞加工物であって「再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づき使用される特定細胞加工物である。」旨が明記されていない場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に該当することから、ご留意願います。

別添

医政研発 1125 第 5 号

平成 26 年 11 月 25 日

各 { 都道府県衛生主管部（局）
保健所設置市
特別区 } 殿
地方厚生（支）局

厚生労働省医政局
研究開発振興課長
（公印省略）

特定細胞加工物の輸入に係る取扱いについて

再生医療等の迅速かつ安全な提供及び普及の促進を図るため「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」（平成 25 年法律第 85 号。以下「法」という。）が平成 26 年 11 月 25 日に施行されたことに伴い、特定細胞加工物の輸入に係る取扱いについて、下記の事項に留意の上、適正に業務が実施されるよう、貴管下医療機関及び関係機関等に対し、周知をお願いします。

記

再生医療等に用いる特定細胞加工物については、法第 39 条第 1 項の認定を受けた外国の特定細胞加工物製造事業者に製造の委託をすることができるが、製造された特定細胞加工物を輸入する際の通関においては、仕入書（invoice）において、輸入しようとする物品が「再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づき使用される特定細胞加工物である。」旨を明記すること。

以上

特定細胞加工物 イメージ

再生医療等安全性確保法

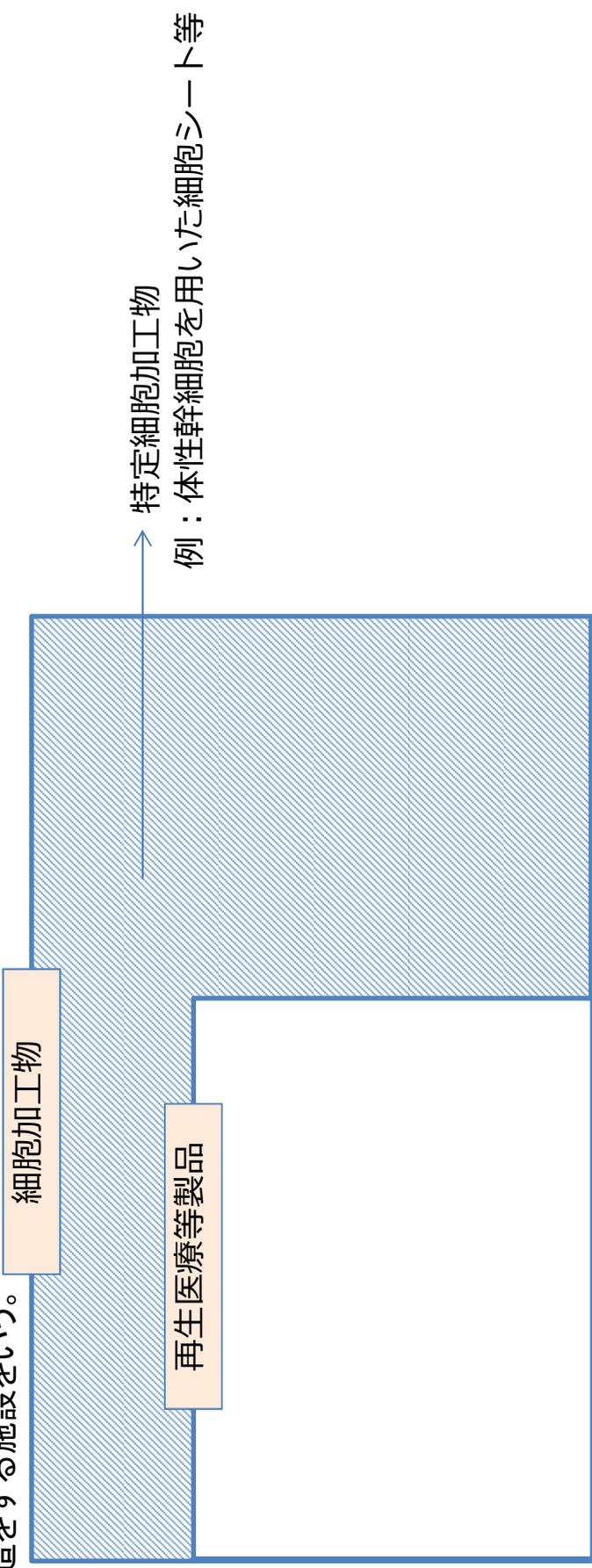
(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「再生医療等技術」とは、次に掲げる医療に用いられることが目的とされている医療技術であって、細胞加工物を用いるもの(細胞加工物として再生医療等製品(医薬品医療機器等法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認を受けた再生医療等製品をいう。第四項において同じ。)のみを当該承認の内容に従い用いるものを除く。)のうち、その安全性の確保等に関する措置その他のこの法律で定める措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。

一・二 (略)

4 この法律において「細胞加工物」とは、人又は動物の細胞に培養その他の加工を施したものをいい、「特定細胞加工物」とは、再生医療等に用いられる細胞加工物のうち再生医療等製品であるもの以外のものをいい、細胞加工物について「製造」とは、人又は動物の細胞に培養その他の加工を施すことをいい、「細胞培養加工施設」とは、特定細胞加工物の製造をする施設をいう。



2014年12月9日
本関地区通関協議会
業務部 首席通関業監督官

第48回通関士試験の結果について

通関業法(昭和42年法律第122号)第27条の規定に基づき、平成26年10月5日(日)に実施された第48回通関士試験の結果の概要は、下記のとおりです。

記

受験申込者数 : 10,138人 (前年比 89.4%)
受験者数 : 7,692人 (前年比 88.1%)
[うち試験科目の一部免除を受けた者]
1科目免除 : 716人 (うち公務員で免除を受けた者26人)
2科目免除 : 178人 (うち公務員で免除を受けた者69人)
合格者 : 1,013人 (前年比 99.2%)
合格率 : 13.2% (前年 11.7%)

合格基準 : 下表のとおり

試験科目	合格基準
通関業法	満点の60%以上
関税法等	満点の60%以上
通関書類の作成要領その他通関手続の実務	満点の60%以上

試験実施税関別合格者数 : 下表のとおり(単位 : 人)

函館税関	14	神戸税関	132
東京税関	371	門司税関	79
横浜税関	110	長崎税関	7
名古屋税関	158	沖縄地区税関	1
大阪税関	141		

※ 11月28日、税関HPに掲載

参考 1

第 48 回通関士試験実施税関別受験者数等

税関	試験地	願書提出者数	受験者数	合格者数	合格率
函館税関	北海道	143	115	14	12.2%
東京税関		3,863	2,797	371	13.3%
	新潟	121	89	15	16.9%
	東京	3,742	2,708	356	13.1%
横浜税関		1,129	838	110	13.1%
	宮城	169	129	7	5.4%
	神奈川	960	709	103	14.5%
名古屋税関		1,324	1,084	158	14.6%
	静岡	181	158	28	17.7%
	愛知	1,143	926	130	14.0%
大阪税関	大阪	1,504	1,144	141	12.3%
神戸税関		1,178	926	132	14.3%
	兵庫	885	694	103	14.8%
	広島	293	232	29	12.5%
門司税関	福岡	797	630	79	12.5%
長崎税関	熊本	99	84	7	8.3%
沖縄地区税関	沖縄	101	74	1	1.4%
合 計		10,138	7,692	1,013	13.2%

参考 2

過去 10 年の通関士試験受験者等の推移(第 39 回～第 48 回)

区分	願書提出者	受験者	受験率	合格者	合格率
平成 17 年(第 39 回)	13,268	9,953	75.0	2,466	24.8
平成 18 年(第 40 回)	13,141	10,357	78.8	725	7.0
平成 19 年(第 41 回)	13,727	10,695	77.9	820	7.7
平成 20 年(第 42 回)	13,267	10,390	78.3	1,847	17.8
平成 21 年(第 43 回)	13,159	10,367	78.8	807	7.8
平成 22 年(第 44 回)	12,087	9,490	78.5	929	9.8
平成 23 年(第 45 回)	11,760	9,131	77.6	901	9.9
平成 24 年(第 46 回)	11,544	8,972	77.7	769	8.6
平成 25 年(第 47 回)	11,340	8,734	77.0	1,021	11.7
平成 26 年(第 48 回)	10,138	7,692	75.9	1,013	13.2
第 1 回～48 回 計	385,981	280,577	72.7	43,620	15.5